

第1章 水産政策の改革について

- 平成29（2017）年の水産基本計画では、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しも含め、引き続き検討することを明記。
- 平成30（2018）年6月に水産政策の改革の具体的な内容を定めた「水産政策の改革について」を取りまとめ。このうち、資源管理措置、漁業権など漁業生産に関する基本的制度並びに漁業協同組合等に関する制度について必要な法整備を行い、同年12月に公布。

漁業法等の一部を改正する等の法律の概要

趣 旨

漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。

適切な資源管理と水産物の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

改正の概要

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的根拠に基づき目標設定、資源を維持回復

【資源管理の基本原則】

- 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本（第8条）
- TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQの準備が整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）（第8条）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定（第11条）

【漁獲割当て（IQ）】

- 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定（第17条）
- 割当量の移転は、船舶の譲渡等、一定の場合に限定（第22条）

（2）生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し（第43条）
- 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進（第42条）
- 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。漁業生産に関する情報等の報告を義務付け（第52条）

（3）養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- 都道府県知事は、計画案について、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表
- 知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定（第62条～第64条）

【漁業権を付与する者の決定】

- 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産物の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）（第73条）

【漁場の適切・有効な活用の促進】

- 漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条）

【沿岸漁場管理】

- 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条）

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮（第174条）

（5）その他

- 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする行政委員会との性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条）
- 密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条）

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

第2章 特集 水産業に関する人材育成

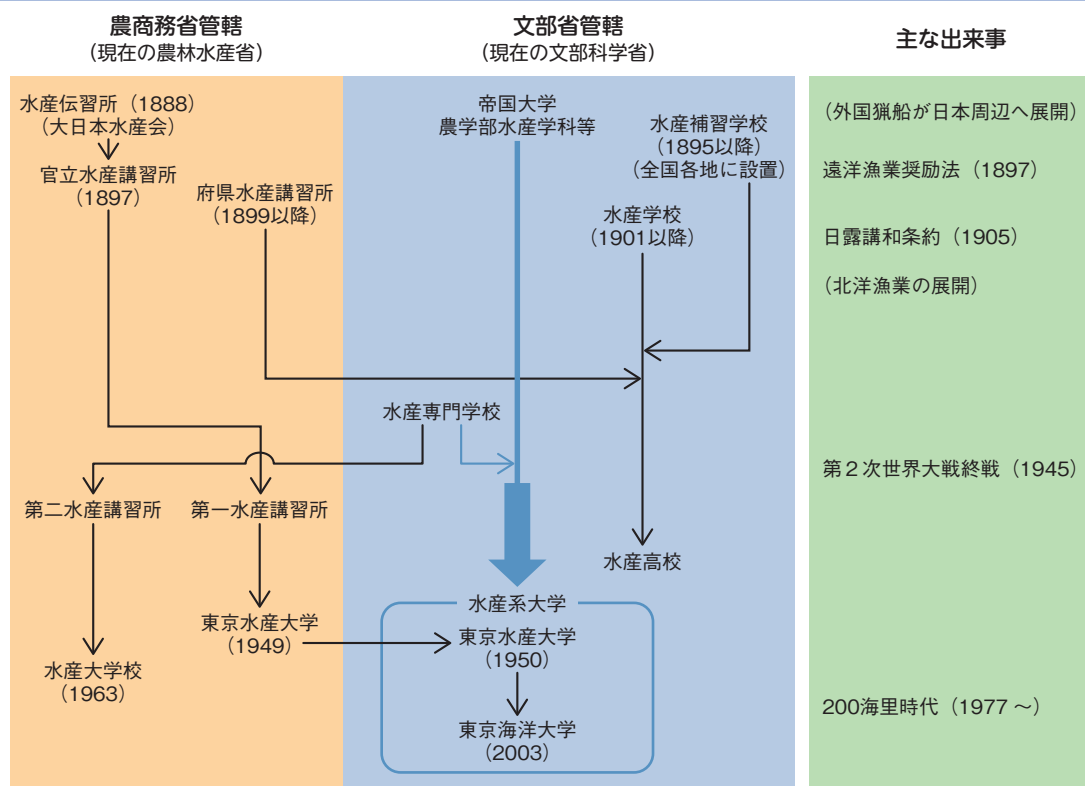
～人材育成を通じた水産業の発展に向けて～

第1節 水産教育による人材育成

(1) 近代以降の水産教育の変遷

- 大日本水産会が明治21（1888）年に設立した水産伝習所が水産教育の本格的なスタート。全国各地で地方水産業改良に必要な漁業・製造・養殖技術の習得を目的とした水産教育が展開。また、遠洋漁業の知識と技能を習得した人材も養成。
- 戦後、水産教育は水産高校が中心となり、特に遠洋漁業の中堅技術者の育成に注力。しかしオイルショックや各国の排他的経済水域設定による遠洋漁業縮小により水産高校入学希望者も減少。
- 平成に入り、水産高校は従来の専門技術教育に加え、生徒の主体性や探求能力を高める授業も実施。

水産教育にかかる学校等の変遷



(2) 小学校における水産業や水産物に関する学習

- 小学校学習指導要領の「社会」において水産業に関する記述。また、「家庭」において、「和食の基本となるだしの役割」についての記述（学習の際、煮干し等からだしをとることについて触れる機会。）。
- 様々な場面で「水産」に触れる機会、実際の授業では、総合学習や学校行事等で実施。
- 将来の水産分野を担う人材育成のためには、体で直接感じる機会を増やす必要。

事例 島根県浜田市立長浜小学校 ～Nagahamaマリン郷育～

島根県浜田市立長浜小学校では、「海に親しむ」ことから始まり「海を知る」ことで海への関心を高め、「海を利用」しながら「海を守る」ことの大切さを学習。また、浜田水産高校の協力の下、「どんちっちアジの開き」にも挑戦。さらに、海を調べてみたいという児童の願いを受け、水産高校の実習船へ乗船。



水産高校の実習船見学
(写真提供：島根県浜田市立長浜小学校)

(3) 中学校における水産業や水産物に関する学習

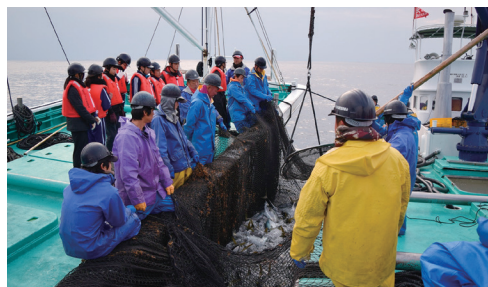
- 中学校学習指導要領の「社会」において日本の地域的特色等について学習する際に取り上げる項目として「産業」に関する記述。「技術・家庭」では「水産生物の栽培」の記述。
- 中学校でも、様々な場面で「水産」に触れる機会。

事例

和歌山県那智勝浦町立宇久井中学校 ～地域を学ぶ体験活動を通じて～

和歌山県那智勝浦町立宇久井中学校では、平成27(2015)年度から「海の時間」を新設。

2学年の生徒を対象とした学習では、地元で行われている漁やその歴史、獲れる魚の種類と料理法を学習。また、ブリの大敷網漁の体験学習も実施。



漁業現場体験
(写真提供：那智勝浦町立宇久井中学校)

(4) 水産高校における水産教育

(ア) 水産高校の現状

- 平成30(2018)年度末現在で、水産高校は46校。このうち専攻科を設置している高校は22校。5トン以上の実習船を用いた学習を行っている高校は43校で実習船は62隻(うち総トン数100トン以上の実習船は36校で29隻)。
- 平成30(2018)年で生徒数は9,831人(全国の高校生に占める割合0.3%)。
- 平成29(2017)年度卒業生の進路状況を見ると、進学者は35%、水産・海洋関連産業への就職者38%(平成19(2007)年度と比較すると同関連産業14%増加)。また、専攻科修了生の就職状況は、漁船が8%、商船が56%(平成19(2007)年度と比較すると漁船が2%、商船が16%増加)。
- 平成28(2016)年で教員数は1,015人(全国の高校教員に占める割合0.4%)。40歳以下が35%と将来の教員不足が懸念。

全国の水産高校



(イ) 水産高校の取組

- 従来の専門技術教育に加え、生徒の主体性や探求能力を高めることを目的とした「課題研究」や「総合学習」の科目に注力。
- これらの科目の実施においては、地方自治体や漁業協同組合等との連携が多いため、活動がその地域にも貢献。

事例

1) 地域の教育力を活用した人材育成 (富山県立滑川高校)

富山県立滑川高校では、地元に関連就業先と連携した産業現場における実習を2年生で実施。地元を代表する漁業であるホタルイカ定置網実習では、その漁法、定置網の仕組み、漁獲から出荷までの流れを学習。



ホタルイカ定置網実習
(写真提供：富山県立滑川高校)

2) フィッシュガールによる活動 (愛媛県立宇和島水産高校)

愛媛県の養殖クロマグロの知名度が低いため、宇和島のクロマグロ生産者、愛媛県農林水産部漁政課、宇和島水産高校の3者で協同して平成24(2012)年度からクロマグロの解体ショーを行う「フィッシュガール」の活動を全国各地や海外で展開。



フィッシュガールの活動
(写真提供：愛媛県立宇和島水産高校)

(5) 大学における水産教育

- 水産系大学19校のうち、乗船実習等の練習船を所持する大学は6校で15隻(平成30(2018)年度末現在)。このうち、文部科学省から共同利用拠点として認定されている6隻は他の大学も利用。
- 水産系大学は特に研究開発や水産業の中核を担える人材の育成に注力。
- 平成29(2017)年度の就職内定者の就職先は水産関連分野が34%、そのうち加工流通分野が54%でトップ。

全国の水産系大学



事例

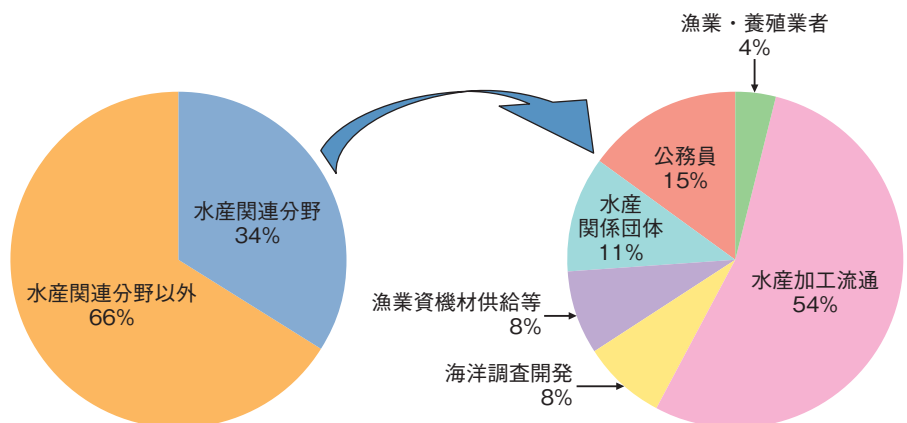
1) 海に遊び、海に学ぶ! (水産大学校)

水産をめぐる海洋環境等から流通や企業経営まで幅広く教育・研究を実施。大型練習船による資源調査等の実習、海技士教育等も実施。卒業生のほとんどが水産関連業界に就職し、リーダーとして活躍。

2) 海洋に関する総合的な教育・研究(東京海洋大学)

研究者を含む高度専門職業人養成を核として、海洋に関する総合的教育研究を行い、海洋分野において国際的に活躍する産官学のリーダーの輩出のための卓越した教育の実現を目指すとともに、水産高校等と高大連携による協定締結により、高校生の大学講義の体験等高校生の学問に対する意欲啓発や進路意識を向上。

水産系大学における就職内定者の就職先



資料：水産庁が水産系大学に行ったアンケート調査(水産系大学19校中18校が回答)に基づき作成

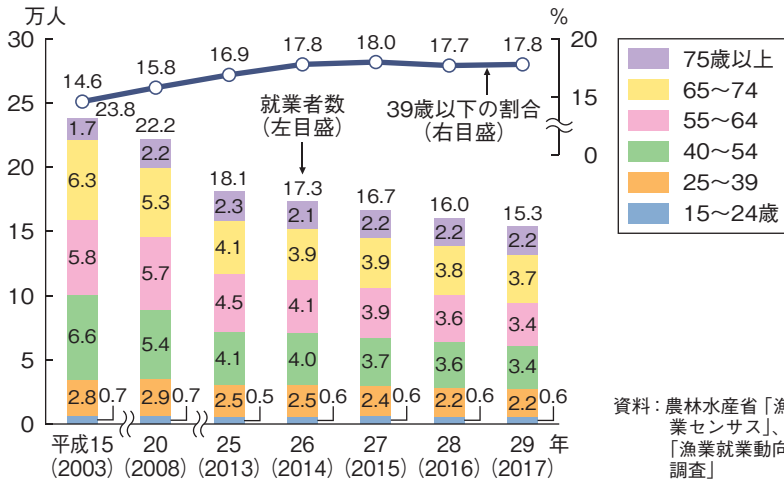
第2節 若手漁業者等の育成

(1) 漁業就業者をめぐる動向

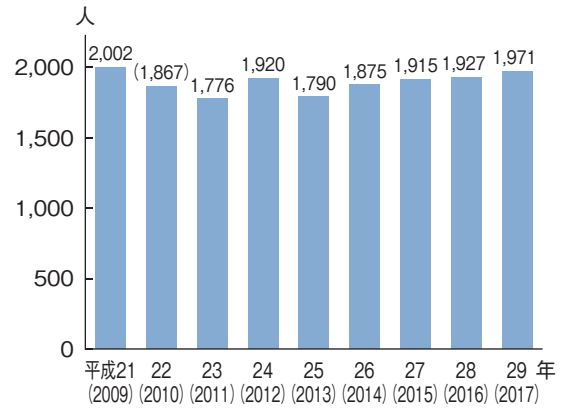
(ア) 漁業就業者の動向

- 漁業就業者数は減少傾向で、平成29（2017）年は15万3,490人。
- 新規漁業就業者数は平成21（2009）年以降おおむね2千人程度で推移、39歳以下が7割。漁業就業者全体に占める39歳以下の漁業就業者の割合は横ばい傾向。

漁業就業者数の推移

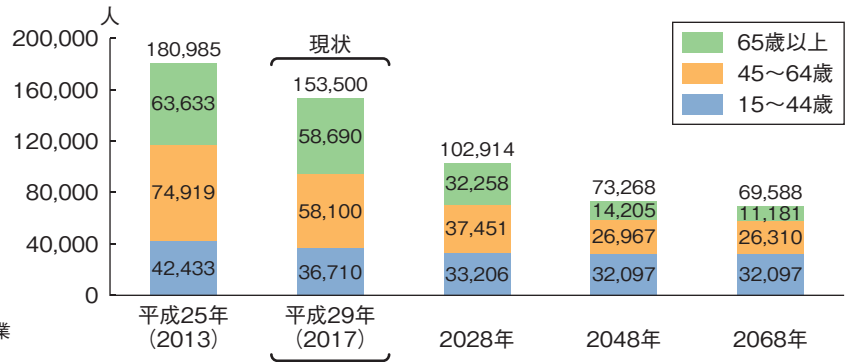


新規漁業就業者数の推移



コラム 将来の漁業就業者の見通し

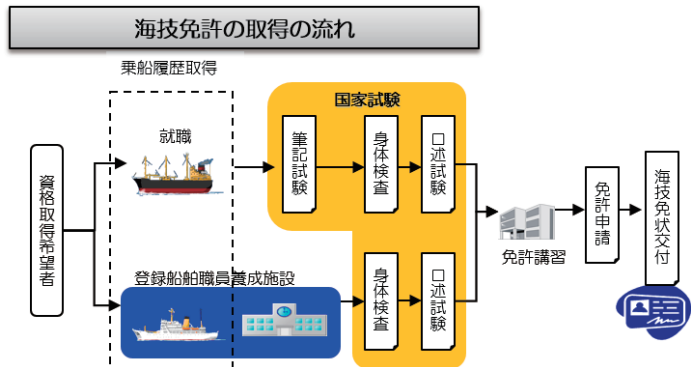
水産庁では将来の見通しについて、いくつかの条件を固定して試算。2028年に約10万3千人、2048年に約7万3千人、2068年に約7万人。



(イ) 漁業における海技士不足問題

- 20トン以上の船舶には、船長、機関長等として乗船するための海技資格（国家試験）が必要。
- 遠洋漁業では長期の航海のため、上級の海技免許を取得する機会が得にくく、また、水産高校卒業生が必ずしも漁業に就業しないことなどから、海技士の高齢化と不足が深刻化。
- このため、関係団体では、漁業就業相談会等を通じて乗組員を募るとともに、海技免許の取得を目指した計画的研修の取組を実施。
- また、令和元（2019）年度より6か月間の乗船実習を含む新たな履修コースが水産大学校でスタートし、水産高校卒業生が四級海技士試験の受験に必要な1年9か月間の乗船履歴の短縮が可能となり、水産高校卒業生の早期の海技士資格の取得が期待。

海技免許の取得の流れ



(2) 新規漁業就業者や若手漁業者等の育成

(ア) 新規漁業就業者の育成

- 意欲ある漁業者を確保し担い手として育成していくことは、水産物の安定供給のみならず、漁業・漁村の持つ多面的機能の発揮や地域の活性化の観点からも重要。
- 国では、漁業経験ゼロからでも漁業に就業・定着できるよう漁業に関する技術や知識の習得に重点をおいた支援を実施。
- より実践的な漁業技術や知識を教育し、即戦力となる漁業就業者を育成する「漁業学校」が全国に17か所（平成30（2018）年度末現在：今後も増加していく見込み）。漁業学校の学生が技術習得に専念できるよう国や地方自治体も支援。

漁業人材育成総合支援事業

漁業者等の安定的な確保と育成を図るため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、就業・定着促進のための漁業現場での長期研修、海技免状等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。

就業準備

漁業就業促進情報提供

- 座学や体験漁業を実施する就業準備講習会を開催。
- 漁業就業相談会を開催し、就業希望者と受入を希望する漁業者をマッチング。



次世代人材投資（準備型）

- 漁業への就業に向け漁業学校等で必要な知識の習得等を行う若者に対して、他産業に就職した場合と比較して最低限の資金を交付。
150万円／年、最長2年間



海技士資格取得支援

- 民間団体等が行う水産高校卒業生を対象とした海技士資格取得のための履修コース設置に要する費用を支援。

就業・定着

長期研修支援

- 漁業現場での研修を行う指導者に対し研修経費を支援。

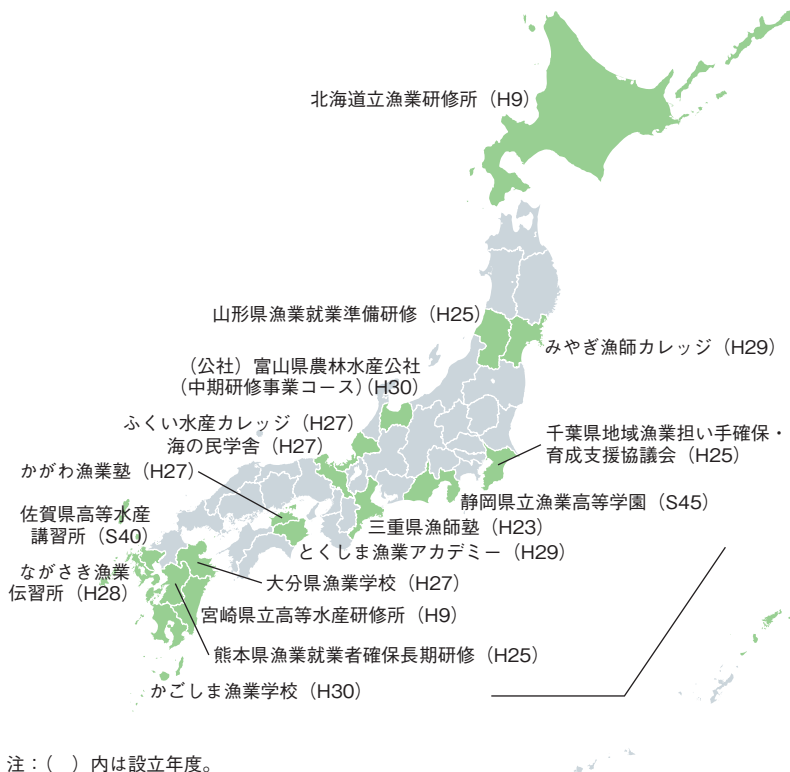


雇用型		独立型
(雇用型)	(幹部養成型)	
漁業経営体に雇用される研修生の指導者（主に法人）に、研修経費を助成。	沖合・遠洋漁船に雇用され、幹部を目指す研修生の指導者（主に法人）に、研修経費を助成。	将来、独立・自営を目指す研修生の指導者（主に個人）に、研修経費を助成。
最大14.1万円／月 最長1年間	最大18.8万円／月 最長2年間	最大28.2万円／月 最長3年間

経営・技術向上支援

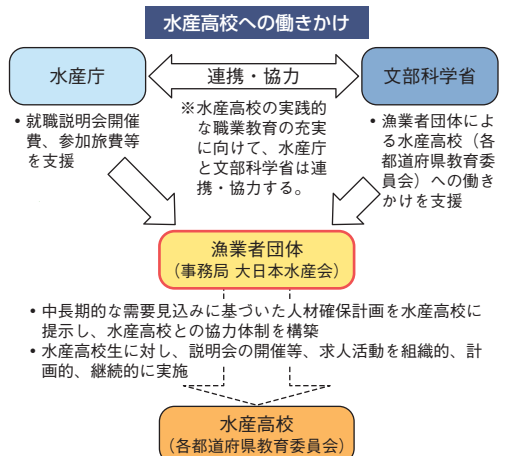
- 若手漁業者の収益力向上のため、経営管理の知識や、熟練漁業者の持つ技術やノウハウの習得を支援。

全国の漁業学校



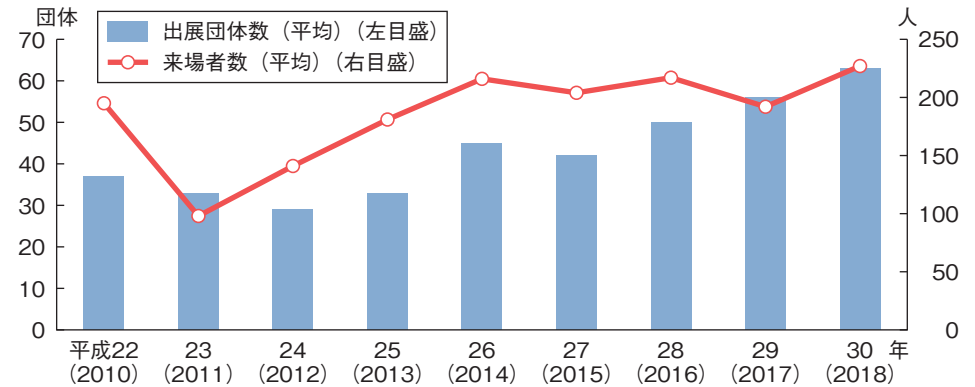
コラム 水産高校生に対する漁業就業への働きかけ（漁船乗組員確保養成プロジェクト）

漁船漁業の乗組員不足に対応するため、平成29（2017）年2月に創設された「漁船乗組員確保養成プロジェクト」の取組の1つである「漁業ガイダンス」は、全国の水産高校に漁業経営体自らが出向き、求人活動や漁業の魅力、実際の漁労作業等を生徒に説明し理解してもらう活動。



- 各地域においても新規漁業就業者の確保に向けた取組を実施。国でも漁業就業相談会や就業準備講習会の開催を支援。特に、平成14（2012）年度より開催されている「漁業就業支援フェア」は、漁業就業希望者と漁業経営体等をつなぐ場であり、就業希望者の来場者数は近年増加傾向。

1会場当たりの出席団体及び来場者数（平均）



資料：フェア実施団体資料に基づき水産庁で作成

(イ) 若手漁業者の育成

- 将来の水産を担う若手の漁業者の育成のため、各種取組が実施。

事例

1) 浜のリーダーを育てる「大輪田塾」(兵庫県)

若手漁業者等を対象として漁村地域の指導者にふさわしい人材を育成する機関。大学のように単位取得が修了要件となっており、これまでの修了生は既に浜のリーダーとして活躍。



修了論文発表会
(写真提供：(一財)兵庫県水産振興基金)

2) 浜の起業家養成塾 (JF全漁連)

JF全漁連は平成31（2019）年1月に浜の起業家養成塾を開講。全国から若手漁業者が集まり、経営上の課題解決に役立つ実践的な内容から水産を広い視野で捉えられる内容までの科目を受講。次年度以降も開講を予定しており、浜の起業家・リーダーとなる人材の育成が期待。



授業の様子
(写真提供：JF全漁連)

(ウ) 漁協運営を支える人材の育成

- 全国漁業協同組合連合会では、昭和16（1941）年に全国漁業協同組合学校を設立し、漁協・漁村の指導者を養成（平成29（2017）年までで約2,600名）。

第3節 将来求められる人材の育成

(1) 今後の水産教育の方向性

- かつて遠洋漁業の技術者の育成が中心だった水産高校は、現在では食品安全や環境に関する教育やグローバル感覚を身に付ける教育等幅広い教育を実施。
- 水産高校における水産専門教員不足が懸念。水産系大学との連携により確保していくことが重要。
- 水産系大学では、大学入学後の早期に幅広く水産業に触れる機会を設け、将来像を描きやすくさせる工夫が必要。また、地元との連携を強め、地元の水産業への貢献を念頭に置いた研究開発や人材育成の取組の推進が必要。さらに、ICT等の工学やマーケティング等の商学など幅広い教育分野との連携も必要。

(2) 漁業学校の活用やマッチングによる新規就業者の漁業への定着

- 全国各地に設立されている漁業学校による新規漁業就業者の育成の取組を引き続き促進。
- また、雇用する側と雇用される側の意思疎通を図るためのマッチングにより、就業の定着を進めることが重要。国もこのような取組に対して支援。

(3) 流通加工分野の人材育成

- 水産系大学卒業後の水産関連分野の就職先は、加工流通分野が最も多いが、水産ビジネスに関連してスキルを学ぶ機会が水産系大学では多くないため、関係する会社と連携したインターンシップや実務につながる分野の教育の機会などを充実し、産業現場で有用な人材育成を進める必要がある。

(4) 水産業における女性の地位向上と活躍

- 水揚げ後の陸上作業や水産加工業では女性が重要な役割。国は子供待機室や調理実習室等、女性の活動を支援する施設の整備を支援。また、女性が働きやすい漁業・水産業の現場改革や魅力向上を後押しする「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」が平成30（2018）年11月に設立。



第1回「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」推進会議

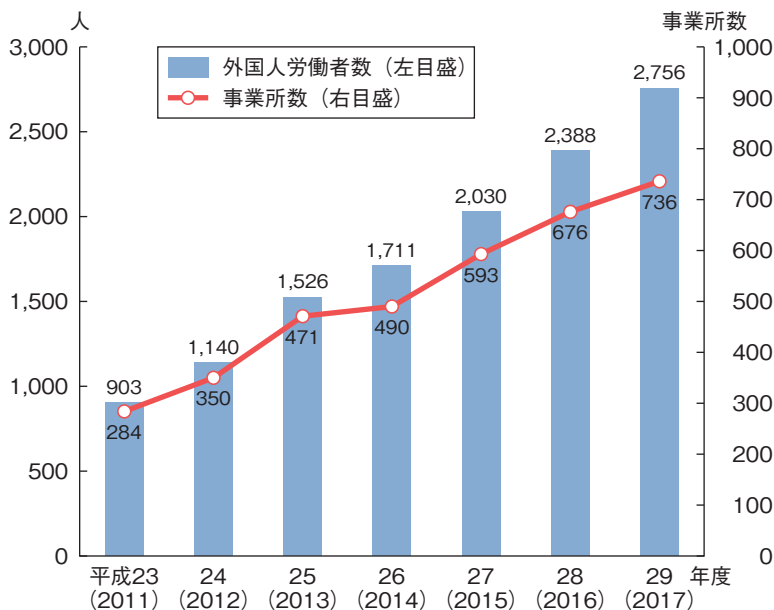
(5) 積極的な情報収集や他業種との交流による水産業の活性化

- 水産業に役立つ情報の積極的な収集等により、創意工夫を伴った水産業の活性化を図ることが可能。また、他業種との積極的な交流等の実施により、水産業や地域全体の活性化に寄与。今後、このような幅広い視野を持った人材の育成が重要。

(6) 外国人労働をめぐる動向

- 平成30（2018）年12月に、新たに一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受入れを可能とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立。漁業分野及び水産加工業においても、平成31（2019）年4月以降、一定の基準を満たした外国人の受入れがスタート。国においても必要な支援を実施。
- 人材育成を通じた開発途上地域等への技術等の移転による国際協力の推進を目的とした外国人技能実習制度は、水産業においては、漁業・養殖業における9種の作業及び水産加工業における8種の作業について技能実習を実施。国は、漁業技能実習事業協議会を設立し、技能実習生の待遇を定め、その保護を図る仕組みを設けるなど、漁業・養殖業における技能実習の適正化に努力。

漁業・養殖業分野における技能実習生を中心とした外国人の雇用状況の推移



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末日現在）」